

広島県告示第五百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十四条第一項の規定によつて、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定を取り消す。

平成二十二年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

|                |            |            |
|----------------|------------|------------|
| 指定居宅介護支援事業者    | 名 称        | 主たる事務所の所在地 |
|                | 名 称        | 所在地        |
| 居宅介護支援事業を行う事業所 | 名 称        | 所在地        |
| 取消年月日          | 平成二十二年七月一日 |            |